

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和7年5月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託件名

下水道管路の全国特別重点調査業務委託

(2) 業務委託概要

本委託は、国土交通省より要請があった全国特別重点調査に基づくものであり、京都市内全域を対象とした大口径管渠の調査、診断判定、対策必要箇所の概略工法の検討を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月13日まで

(4) 履行場所

京都市内一円

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の3割を超えない範囲内の額を支払う

イ 部分払

なし

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286）

ホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

3 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、令和6年8月26日付け京都市上下水道局告示第26号に定める資格の審査の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格（以下「特定競争入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録業者以外の者が、特定競争入札参加資格の審査の申請を参加資格の確認を通知する日の前日までに行っていた場合において、参加資格の確認を通知する日に審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に規定する登録部門のうち「下水道部門」の登録を受けていること。
- (3) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「上下水道部門」の選択科目における「下水道」に係る技術士資格者又は「下水道部門」のシビルコンサルティングマネージャーの資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。また、管渠内調査項目の調査結果の確認を行う者として、アからエのいずれかの資格を有する者を主任技術者として配置できること。ただし、照査技術者は、管理技術者及び主任技術者と同一の者を配置しないこと（管理技術者と主任技術者は同一の者であっても可とする。）。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ入札参加申出日において引き続き3か月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときを除いて認められない。

また、履行期間中の交代は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき、又は受注者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したときを除いて認められない。

ア コンクリート診断士

イ 技術士（建設部門、上下水道部門）

ウ 下水道管路管理総合技士

エ 下水道管路管理主任技士

(4) 平成２１年度以降に本市の管渠設計における実施設計業務を元請として履行した実績（開札日において、履行済みのものに限る。）があること。

(5) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ｱ) 子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ 株式会社の取締役。ただし、会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役、会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d その他業務を執行する者であつて、a から c までに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

本件入札は、次に掲げるいずれかの方法による。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない（ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信し、又は入札書を送付する場合はこの限りではない。）。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）。

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。）。

(2) 入札説明書及び一般競争入札参加確認申請書等の交付等

ア 入札説明書及び一般競争入札参加確認申請書等

この公告の日から令和7年5月26日（月）まで、2のホームページに掲載及び場所にて交付する（交付の場合は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。））。

イ 設計図書等

この公告の日から入札参加資格の申請をする前日までに、次の方法により、本件入札に係る設計図書等を入手すること。

(ア) インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手する。

(イ) 端末機利用者及び郵便利用者は2の場所において無償で交付する

(3) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出のうえ、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出書類

3(2)から(4)に掲げる条件に関する書類等

ウ 返信用封筒（郵便利用者のみ）

(4) 申請書類の提出方法

(1)の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。申請書類が添付容量を超える場合は、超過した書類を2の場所へ持参もしくは郵送すること。

イ 端末機利用者及び郵便利用者は、2の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。

ウ 提出期限

この公告の日から令和7年5月26日（月）午後5時まで

(5) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和7年5月30日（金）までに、確認結果を(1)の入札方式の別により通知する。

ア インターネット利用者は確認結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

イ 端末機利用者及び郵便利用者は一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(6) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和7年6月3日（火）までに、2の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和7年6月6日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(7) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(5)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 入札説明書等に対する質問及び回答期限

入札説明書等に対して質問しようとする者は、「仕様書等に関する質問について」（別紙1及び2）（様式指定。エクセル（Office2016で扱えること。）のまま添付すること。）を電子メール（メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp）により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課（075-672-7726）に電

子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、2の場所に持参又はFAX（075-682-0286）での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

(1) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時まで（持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）

(2) 回答の公表期限

令和7年5月30日（金）まで

(3) 回答方法

回答書を2のホームページにおいて閲覧できるようにする。

(4) 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

ア 質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの

イ 指定した様式を用いていないもの

ウ 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの

エ 質問内容が読み取れないもの

オ 当該入札に直接関係のないもの

カ 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

6 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

次の入札方法による区分に応じた、入札期間及び時間とする。

ア インターネット利用者は、令和7年6月10日（火）、11日（水）及び12日（木）の午前9時から午後5時まで。

イ 端末機利用者は、令和7年6月10日（火）、11日（水）及び12日（木）の午前9時から午後5時まで（休日及び正午から午後1時までを除く。）

ウ 郵便利用者は、令和7年6月12日（木）午後5時までに、2の場所に必着させること。

(2) 開札日時

令和7年6月13日（金）午前9時から

なお、落札者に対しては、落札結果をインターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末機利用者及び郵便利用者には電話により通知する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、2のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

7 入札方法

- (1) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力又は記入すること。

- (2) 予定価格及び低入札調査基準価格

予定価格 433, 450, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

低入札調査基準価格については、別に定める「京都市上下水道局工事の設計等の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について」のうち「土木設計」及び「測量、建築設計、土木設計、地質調査又は補償調査のいずれにも該当しない場合」の算定基準によって算定した額とし、落札者を決定した日に公表する。

- (3) 入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。
- (4) 参加資格確認後、参加資格があると本市が認めた者が辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を令和7年6月12日（木）午後5時までに2の場所に必着させること。上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として入札参加資格停止等の措置を行う。
- (5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

8 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、同制度に基づく調査の結果、適格となったときにのみ、その者を落札者とする。

また、最低の価格で入札を行った者が二者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(2) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後(日数の計算に当たっては、休日を除く。)の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

9 低入札価格調査

(1) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合(以下、その入札者を「低入札価格入札者」という。)は、低入札価格調査を実施するので、すべての低入札価格入札者は、令和7年6月17日(火)午後3時までに、低入札価格調査に必要な書類等(以下「低入札価格調査資料」という。)を2の場所に提出すること。低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、2のホームページにおいて掲載する。

(2) 低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、競争入札参加停止措置を行う。ただし、調査辞退届の提出があった場合はこの限りでない。また、上記の場合において、調査基準価格以上の価格で入札を行った者(予定価格を超過した者も含む。)については、入札辞退届の提出を認める。

(3) 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者の入札を無効とする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 規程第12条各号(第3号を除く。)に該当するとき。

(2) 虚偽の申請により参加資格があると認めた者が入札を行ったとき。

(3) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。

- (4) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

1 1 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書等による。
- (6) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- (7) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

- (8) 本件入札に係る公告、設計図書、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、契約会計課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の5開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<http://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm>

- (9) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (10) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

1 2 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
Nationwide special priority survey of sewerage pipelines
- (2) Time-limit for the submission of application:

5:00p.m. 26 May, 2025

- (3) Time-limit for the submission of tenders:

5:00p.m. 13 June, 2025

- (4) Contact point for the notice:

Contract and Accounts Section, General Affairs Department, Kyoto City Water
Supply and Sewerage Bureau

11-3, Hokotate-cho, Kami-Toba, Minami-ku, Kyoto City, 601-8116, Japan

Phone 075-672-7726 Fax 075-682-0286

- (5) Inquiries will only be accepted in Japanese

(上下水道局総務部契約会計課)